

## 社会福祉法人静岡県共同募金会

## 令和2年度事業計画

## 第1 基本的事項

## ■寄付金総額 300 億円突破！ ～定着している赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金運動は、昭和 22 年に国民一人一人が助け合いの精神で取り組む「国民たすけあい運動」として開始され、以来、NHK歳末たすけあい、地域歳末たすけあい募金と裾野を広げて、今回で 74 回目を迎える。

この間、本県では、多くの募金ボランティアの皆さんのご尽力により寄付金総額は約 304 億円に上り、大台の 300 億円を突破した。これまでの運動で、それぞれの時代における福祉課題の解決を支援し、地域福祉の推進に大きく寄与し、「赤い羽根」は広く国民に定着している。

## ■「赤い羽根」へのニーズは依然拡大

一方で、近年、地域生活課題が多様化、個別化、複雑化しており、制度外ニーズ、社会的孤立への対応が求められている。また、社会貢献制度の多様化等に伴い募金額が減少するなど、課題も大きくなっている。

そこで、さらなる赤い羽根共同募金運動の推進を図るため、今年度は次の 6 本柱(重点方針)に沿って活動を展開していく。

## 令和 2 年度重点方針

## 1 地域生活課題の多様化へ対応するための助成プログラムの充実

既存の制度やサービスでは対応できない多様な地域生活課題を解決するため、地域共生社会の実現に向けた先駆的な取り組みを支援する助成プログラムを創設するなど、幅広い助成プログラムを用意する。

- 「地域共生社会」の実現のための助成
- 頻発する災害への対応力強化のための助成
- 子どもを孤立から守るための助成

## 2 寄付者の意向に応えるための多様な寄付の受け入れ強化

募金増額に向け、「助成の見える化」により戸別募金の増強を図るとともに、課題解決プロジェクト募金、インターネット募金や遺贈・相続寄付など、新たな募金手法に挑戦していく。

また、社会貢献に関心を寄せる企業に対して、地域共生社会づくりにつながるSDGsの趣旨に即した寄付、寄付つき商品、物品寄付、社会貢献型自動販売機、企業や従業員からの寄付など、寄付者の意向に適切に応えるための多様な寄付の受け入れ方を提案していく。

## 3 頻発する災害への対応力強化

近年、頻発する地震や風水害等の災害を受けて、災害への地域の対応力を強化するため、災害等準備金、緊急等助成資金を活用した災害ボランティアセンターに係る助成をはじめ災害義援金の募集など、被災地支援の充実強化を図っていく。

## 4 広報の強化～赤い羽根の知名度活用～

ロゴマーク、キャラクター、メインテーマの活用、助成プログラム名称に「赤い羽根」の冠を付す、広報用 DVD の活用、マスコミへの資料提供など、「赤い羽根」の知名度を活用した積極的な広報に努める。また、NHK歳末たすけあいでは、「70 回目」をキーワードに、日本放送協会静岡放送局と連携した広報を行う。

## 5 社会福祉協議会との連携強化

募金活動及び助成活動で大きな役割を果たしている県及び市町社会福祉協議会との連携を密にして、共同募金運動の活性化や運用改善に取り組む。

## 6 組織の活性化と開かれた組織

運動性の再生を図るため、自らも機能強化を図るとともに、市町共同募金委員会の組織の強化などを支援する。経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性を図り、寄付者に信頼される開かれた共同募金会を目指す。

## 第2 募金活動 ～新しい募金手法への挑戦～

地域の諸課題を解決するための福祉活動を推進するため、あらかじめ地域福祉活動を行う団体等から要望を取りまとめたうえで、使いみち(助成計画)や目標額(募金計画)を定めて募金活動を展開する。

特に、寄付者の多様な意向に適切に応えるため、ネット募金、寄付つき商品、物品寄付、遺贈・相続寄付などの新しい募金手法に挑戦していく。

### 1 社会的ニーズの把握

#### (1) 県及び市町社会福祉協議会との連携

地域福祉を推進する上で、財源を担う本会と実践する社会福祉協議会とは車の両輪に称されることから、緊密な連携を図りに共通認識の形成に努める。

県社会福祉協議会	社会福祉法第 119 条に基づく目標額、助成の範囲に対する意見を求める。
市町社会福祉協議会	市町社会福祉協議会事務局長会議、事務担当者会議、実地調査を通じて地域福祉活動母体としての市町社会福祉協議会との意見交換を行う。 ・市町共同募金委員会の審査機能の充実 ・共同募金助成事業の地域福祉活動計画への反映 ・助成事業の用途内容確認と事業名への「赤い羽根」明示

#### (2) 助成先との意見交換

助成先が抱える福祉課題について、共同募金の助成を通じて課題解決が図られるよう、実地調査の際に意見交換を行い、現状と社会的ニーズの把握に努める。

### 2 助成要綱の制定・周知・・・3 月下旬

社会的ニーズを踏まえ、助成対象となる活動主体・事業・経費等、助成条件、応募方法、審査方法を明文化した助成要綱を作成し、多くの団体等が応募できるよう、早めに幅広く周知する。

※地域共生社会づくりモデル事業の創設

### 3 助成申請の受付・・・4 月～5 月

募集案内を県民・団体等が閲覧できるよう本会ホームページに掲載するとともに、関係福祉団体等へ送付して、活動主体が計画する福祉活動への助成申請を受け付ける。

### 4 助成計画及び募金計画(目標額)の策定・・・7 月

#### (1) 助成申請に基づき助成計画を策定し、助成計画に経費を加えた額を募金計画(目標額)に設定する。

目標額区分		内容
(1)一般募金 目標額	地域目標額 (地域福祉活動)	市町社会福祉協議会が主体的に取組む地域福祉活動(地域福祉活動計画による事業計画)に対する助成計画に事務費を加え、市町共同募金委員会が設定
	広域目標額 (広域福祉活動)	福祉施設・団体の機器整備、広域の福祉団体の福祉活動などに対する助成計画に事務費を加え、さらに諸般の状況を勘案して、本会が設定
	課題解決プロジェクト募金目標額	参加団体の申請額など基に、諸般の状況を勘案して本会が設定
(2)地域歳末たすけあい募金目標額		市町社会福祉協議会が年末年始に実施する贈呈事業などの支援活動に対する助成計画に事務費を加え、市町共同募金委員会が設定
(3)NHK歳末たすけあい目標額		福祉施設・団体が行う年末年始の施設利用者等への支援活動、就職等自立支援事業に対する助成計画に事務費を加え、前年度実績額を勘案し、本会が設定

### 5 広報・啓発活動・・・7 月以降

#### (1) 街頭募金キャンペーンによる広報

赤い羽根共同募金運動の開始を広く広報するために、10 月 1 日の運動開始日を中心に、県内各地で街頭キャンペーンを開催する。

**(2) 広報用DVD、チラシ、ポスターなど広報資材による広報**

広報用DVD、ロゴマーク、メインテーマ、キャラクターを活用したチラシ、パンフレット、ポスター等を活用し、募金ボランティアを中心に、地域、法人、学校、職場、助成先など様々な場所で広報を行うとともに、関係団体等の広報紙への掲載も含め、広く県民に周知する。

**(3) 報道機関による広報**

- ① 募金運動の活動計画、助成結果を報道機関に随時提供し、広報を依頼する。
- ② 民間放送局に、運動開始用のテレビスポット・ラジオスポット(中央共同募金会制作)を提供し、広報を依頼する。
- ③ 日本放送協会に今年度 70 回目を迎える NHK 歳末たすけあいの報道を中心とした広報を依頼する。

**(4) ホームページによる広報**

- ① 助成先の「ありがとうメッセージ」を掲載して「使途の見える化」を図る。
- ② 助成要綱、申請用紙などをダウンロードできる仕組みを充実する。
- ③ 募金協力企業等を掲載し企業の社会貢献活動をアピールする。

**(5) 地元プロサッカーチームの協力による広報**

- ① ポスターへのチームマスコット掲載を依頼する。
- ② チャリティグッズの提供、試合会場での募金活動への協力を依頼する。

**(6) ありがとうメッセージの浸透と顕彰**

- ① 本会作成の各資材には、ありがとうメッセージを掲載し、配布する。
- ② 本会事業の遂行に功績のあった募金ボランティア、地区・団体、従事者に対し、顕彰規程により表彰する。
- ③ 高額寄付者には、その金額に応じて感謝状を贈呈する。

**(7) 税制上の優遇措置の周知**

税制上の優遇措置を広く周知し、共同募金運動への協力を促す。

**6 募金活動**

厚生労働大臣の指定を受け、令和 2 年 10 月1日から令和 3 年 3 月 31 日までの6カ月間、国民たすけあい運動として、次のとおり募金活動を実施する。

**(1) 赤い羽根共同募金(10月1日～翌年3月31日の6カ月間)**

**① 一般募金(10月1日～12月31日の3カ月間)**

区 別	対 象	方 法
戸別募金	各世帯	募金ボランティアが各家庭を訪問して、募金を依頼(自治会、町内会に依頼)
法人募金	企業	共同募金委員会役職員、民生委員・児童委員などの募金ボランティアによる訪問又はダイレクトメールにより募金を依頼
街頭募金	通行人	駅前、商店街などで、通行人に募金を依頼
学校募金	児童生徒	福祉教育を目的とした学校内での募金を依頼
職域募金	従業員	事業所などを訪問し職場内での募金を依頼
店頭募金	来店者	店舗等への募金箱設置を依頼
助成先	利用者・職員	街頭・イベント募金、職域募金、自動販売機設置での募金を依頼

**【募金に当たっての留意事項】**

- ・戸別募金の依頼にあたり、地域に対し丁寧に地域の福祉課題を解決するための募金であることを説明する。
- ・戸別募金において募金に協力している地縁組織、募金ボランティア等に共同募金の活用事例等(成果報告、感謝など)の情報提供を行う。
- ・民生委員児童委員協議会、自治会連合会、商工団体、業界団体、教育関係団体等の会議に積極的に出向き、募金活動への協力依頼と助成成果の報告に努める。
- ・既助成先に対しては、助成による成果等の PR を兼ね、「赤い羽根サポーター」として、募金活動への積極的な参加を要請する。

- ② 課題解決プロジェクト募金(テーマ型募金)(令和3年1月1日～3月31日の3カ月間)  
 一般募金終了後、参加団体が福祉課題の解決に向けた具体的なテーマを定め、当該活動の財源を確保するために、共同募金運動を通じて自らが寄付を呼び掛ける課題解決プロジェクト募金を実施する。  
 特に、今年度から参加団体に市町社会福祉協議会を新たに加えて、自主的な課題解決を支援する。  
 ※寄付者が使いみちを選べる新しいタイプ募金活動

(2) 地域歳末たすけあい募金(12月1日から12月31日までの1カ月間)

12月に、市町共同募金委員会が中心となって、使途を年末・年始支援資金の助成と明確にして取り組む地域歳末たすけあい募金を一般募金と同様の方法で実施する。

(3) NHK歳末たすけあい(12月1日から12月25日までの25日間)

12月に、日本放送協会、中央共同募金会、NHK厚生文化事業団の共催により募金活動を実施する。

- ・日本放送協会は番組を編成し、寄付を呼び掛けるとともに、結果を公表する。
- ・中央共同募金会は、前年度寄付者にダイレクトメールを発送する。
- ・本会は、日本放送協会放送局の窓口と金融機関窓口で寄付金を受け付ける。
- ・今年度は70回目の節目の運動となるので、積極的な広報を行う。

(4) 新たな募金手法への挑戦

寄付者の多様な意向に応えるため、新しい募金手法として、ネット募金、寄付つき商品、遺贈・相続寄付のPRに積極的に取り組み、年間を通じて寄付金を受け付ける。

寄付の種類	内容
ネット募金	インターネットを通じた募金(クレジットカード決済)
社会貢献型自動販売機	飲料の購入により、設置者と販売会社等からの寄付
寄付つき商品	商品の購入により、販売会社等から売上の一部を寄付
遺贈・相続寄付	遺言による寄付、相続財産の寄付
物品寄付	物品による寄付(物品を金額換算)
店頭の募金箱	募金箱による寄付

7 寄付金の管理

- (1) 金融機関を通じて迅速確実な方法による送金の実施
- (2) 市町共同募金委員会の現況調査の実施
- (3) 会長名領収書の適正な管理

第3 助成活動 ～使途の見える化～

社会のさまざまな福祉課題に対して、地域に暮らす人々が共にたすけあい、安心して暮らせる地域社会づくりに寄与するため静岡県共同募金会助成要綱に基づき助成活動を展開する。

今年度の助成の基本的な考え方 ～時代に即応した幅広い助成ニーズに応える～

- 「地域共生社会」の実現のための助成
  - ⇒地域共生社会づくりモデル事業の創設
  - ⇒使途選択募金の名称変更「課題解決プロジェクト募金」と充実
- 頻発する災害への対応力強化のための助成
  - ⇒災害ボランティア活動用資機材助成の3年間延長
- こどもを孤立から守るための助成
  - ⇒赤い羽根こども食堂誕生日会・授産製品応援事業の継続

## 1 助成プログラム

募金区分	助成区分	対象団体等	対象事業
一般募金	1.地域福祉活動支援事業	・市町社会福祉協議会 ・広域(複数市町域)の福祉、更生保護活動団体等	・令和3年度に福祉サービス、更生保護を必要とする支援対象者に対して行う福祉活動及び更生保護活動のための事業及び機器整備
	2.福祉施設機器整備事業	・社会福祉施設 ・更生保護施設 認可(指定)施設 認可外施設	・令和3年度に施設による福祉サービス、更生保護に必要な機器整備、建物の補修等
	3.こども食堂誕生日会・授産製品応援事業	・障害者の就労を支援する団体	・令和3年度に就労継続支援事業所等が製造するケーキ・焼き菓子等をこども食堂の誕生日イベントに提供する活動 《令和4年度事業までの時限プログラム》
	4.地域共生社会モデルづくり事業(新規プログラム)	・県市町社会福祉協議会 ・市町社会福祉協議会	・令和3年度に住民参加型生活支援サービスの実践活動の立ち上げを支援
	5.課題解決プロジェクト募金(名称変更)	・市町社会福祉協議会 ・福祉活動、更生保護活動団体等	・令和3年度に福祉課題を解決するための活動
地域歳末たすけあい募金	6.地域歳末たすけあい事業(地域福祉活動支援事業)	・市町社会福祉協議会	・令和2年度見舞金贈呈事業 ・令和2年度歳末時期の支援事業
NHK歳末たすけあい	7.NHK歳末たすけあい事業(地域福祉活動支援事業)	・福祉、更生保護団体	・令和2年度年末年始支援活動
		・福祉施設、更生保護施設	・令和2年度年末年始施設利用者支援
		・社会的養護団体	・令和3年度就職等自立支援
その他(緊急等助成資金)	8.災害緊急助成事業	・助成要綱等に規定する助成を受ける資格を有する施設、団体 ・罹災者(低所得者等)	・災害緊急助成実施要領第1条に規定する地震、火災、風水害等の非常災害その他緊急の事態に機動的に対処するための助成を行う。 (1)地震、火災、風水害等の非常災害により被災したものの復旧及び修理に要する経費 (2)災害による罹災者(低所得者等)に対する見舞金 (3)静岡県共同募金会災害支援制度運営要綱(災害等準備金)の対象にならない災害における次の活動経費 ①ボランティア活動に係る経費 ②災害ボランティアセンター、ボランティア団体(以下、「NPO」を含む。)の活動拠点事務所に係る経費 (4)災害ボランティア活動用資機材購入費 《令和4年度事業までの時限プログラム》 (実施期間3年延長)

(その他) 寄付物品の助成

## 2 助成の流れ

寄付者の意思を助成事業に反映させるため、助成金の使いみちの透明性の向上を図り、効果的な助成活動に努める。

### (1) 実地調査の実施

助成申請内容、活動主体の活動状況等を的確に把握するため、原則として、配分委員による実地調査を行う。

市町社会福祉協議会に対する助成に関しては、抽出で実地調査を行い、「使途の見える化」を図るため、助成基準の明確化と支援対象者への直接支援事業ではない事業の削減に努めるよう求める。

### (2) 配分委員会の承認

社会福祉法第 115 条による配分委員会を開催し、助成について承認を得る。

### (4) 助成決定

配分委員会の承認後、理事会において助成の決定を行う。

### (5) 助成金交付説明会の開催

助成金の交付にあたっては、助成金交付説明会を行い、助成先に対し共同募金の目的・対象・使途等の徹底と感謝の気持ちを寄付者に伝えることを徹底する。

併せて共同募金運動への参画を促す。

## 3 助成事業の監査及び効果測定

助成事業完了後、助成先から「使途実施報告書」等の提出を受け、実施内容及び助成活動の効果について書面又は実地監査を行う。

## 第4 災害等への対応

### 1 義援金の募集

災害が発生し災害救助法が適用された場合は、必要に応じ関係機関(静岡県、日本赤十字社静岡県支部)と協力して、被災者のための義援金の募集及び送金に関する業務を行う。

### 2 災害等準備金の積立及び助成・拠出

(1) 災害救助法等の対象となる災害の発生に伴うボランティア活動や災害ボランティアセンターの立ち上げ、また損壊した福祉施設の建物、設備の復旧等を支援するため、社会福祉法の規定に基づき共同募金から災害等準備金を積立てる。

(2) 災害等準備金による助成は全国統一の「災害支援制度運営要綱」、「災害支援制度実施要領」、「災害支援制度の細目及び基準」に基づき実施する。また、被災都道府県の共同募金会への拠出は、中央共同募金会の調整のもと、迅速かつ適切に実施する。

### 3 緊急等助成資金による助成

災害等準備金の対象とならない地震、火災、風水害等の自然災害その他緊急事態等に機動的に対処するため、緊急等助成資金を活用し助成する。

なお、緊急等助成資金の積立残高を適正規模(100,000 千円程度)まで削減するため、この資金を原資とする「災害ボランティア活動用資機材助成」(令和 4 年度までの時限事業)として実施する。

## 第5 その他の活動

### 1 受配者指定寄付金の受入れ及び審査

受配者指定寄付金に係る税制上の優遇措置については、取扱基準及び取扱細目に基づき適正な運用を図る。

### 2 民間社会福祉資金の総合調整

(1) 中央競馬馬主社会福祉財団の助成事業の推薦業務受託

(2) 各種助成団体の補助、助成についての情報提供

## 第6 法人運営

### 1 法人の適正な運営

定款及び諸規程に基づき、理事会、配分委員会を開催し、着実に事業計画を推進するとともに、評議員会、監事監査を開催し、法人の適切な運営を図り、寄付者に信頼される開かれた共同募金会を目指す。

特に、評議員会が原則年1回の開催であることから、適時適切に、募金運動の状況や本会の運営等に関する情報を評議員に提供する。

会議名	開催時期	主な内容
(1)理事会	年3回 5月、7月、3月	予算・事業計画決定、決算・事業報告承認、目標額設定、助成決定等
(2)評議員会	年1回 6月	決算承認等
(3)監事監査	年1回 5月	決算監査
(4)評議員選任・解任委員会	随時	評議員選任
(5)配分委員会	年2回 7月、2月	助成計画、助成承認等

### 2 情報公開の推進

国民に対する説明責任を果たすため、定款、事業計画書等を新たに閲覧に供するとともに、計算書類等、現況報告書、役員報酬基準を公表する。情報公開の請求がなされたときは、情報公開規程に基づき情報の公開を行う。

### 3 関係機関との連携・協調

- ① 中央共同募金会主催の研修会・全国ミーティングと関東ブロック都県研究会等へ職員を参加、派遣し、情報収集、意見交換を行う。
- ② 県及び県内各市町社会福祉協議会、中央共同募金会その他関係団体と緊密に連絡を取り合うとともに、情報交換に努める。  
特にブロック社会福祉協議会連絡会との意思疎通と意見交換を積極的に行い、募金と助成の好循環による円滑な運営に努める。

### 4 事務事業合理化の推進

事務事業の円滑・効果的な運営を図るため、引続き事務の合理化に努めるとともに、必要に応じ諸規程等の見直し、改正を行う。

### 5 会計事務の適正な執行

法人の財政状態及び収支の状況を正確かつ明瞭にし、内部牽制を励行することで、寄付者を含む関係者の負託に応えられるように努める。

また、経理事務・財務管理については、経理規程により適切に執行するとともに、公認会計士の指導・監査(期中監査及び決算監査)を受ける。

### 6 法人運営の安定化

安定的な法人運営を行うため、次の積立を行う。

区分	目的
資産更新積立	固定資産の更新に充てるため(減価償却相当額、経理規程による定額法)
運動積立	翌年度の運動にかかる経費に充てるため(本会及び市町共同募金委員会)
緊急等助成資金	災害時等、緊急に要する助成に充てるため
運営費積立	災害時等、緊急に要する運動経費に充てるため(指定寄付金手数料積立)

## 令和2年度スケジュール

年月	募金活動	助成活動	その他の活動	会議等
4		○申請受付開始 (福祉施設、広域団体、 こども食堂授産応援、地 域共生社会モデルづく り、課題解決募金)	○知事報告	【中央】都道府県共同募金会職 員研修会(20~22日)
5		○申請受付開始(社協) <u>助成計画作成</u>	○募金・助成結果 公告	【本会】監事監査(18日) 【本会】理事会(29日)
6		○配分委員会	○募金・広報資材 作成・購入	【本会】評議員会(15日) 【中央】評議員会(23日) 【中央】赤い羽根全国ミーテ ィング(29~30日)
7		<u>募金計画・目標額設定</u> ○課題解決募金参加団 体決定	○寄付依頼活動 開始	【本会】理事会(13日) 【中央】都道府県共同募金会常 務理事事務局長会議(10日)
8			○募金・広報資材 の発送	【本会】市町事務担当者打合会
9		○申請受付開始 (NHK歳末)	○募金計画公告	
10	【共同募金運動】 (10/1~12/31) 街頭キャンペーン (10/1)			○静岡県健康福祉大会 (28日)
11				○全国社会福祉大会 (13日)
12	【地域歳末たすけあい 募金】(12/1~31) 【NHK歳末たすけあ い】(12/1~25)	○地域歳末たすけあい、 NHK歳末たすけあい助 成決定		
1	【課題解決プロジェク ト募金】(1/1~3/31)	○申請受付開始(災害ボ ランティア資機材) ○配分委員実地調査 (一般募金)		【中央】都道府県共同募金会職 員研修会(20~22日)
2		○配分委員会 (助成承認)	○市町共同募金 委員会仮決算	【中央】都道府県共同募金会常 務理事事務局長会議(10日)
3		○一般募金、災害ボラン ティア資機材助成決定 ○助成金交付説明会	○決算	【本会】理事会(10日) 【中央】評議員会(4日) 【本会】市町事務担当者打合会
通年	自動販売機、ネット募 金、募金箱、各募金活 動団体会議での依頼 活動(随時)			○市町社会福祉協議会ブロッ ク会議への参加(随時)



じぶんの町をよくするしくみ。